平成２３年（フ）第５６８号
埼玉県川越市大字南大塚1480―３　ソフィアＢ202
破産者　寺崎　　保
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７５号
埼玉県川越市新富町１丁目14―１―1305
破産者　松本　明夏
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８号
東京都江東区東砂７丁目13―８―507
破産者　鈴木　政男
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５３号
東京都新宿区市谷薬王寺町85　銅銀２Ｆ
破産者　浦野　正三
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９８号
神奈川県横浜市金沢区六浦東２丁目２―12―202
破産者　藤岡　　洋
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０３号
東京都江戸川区東小岩４丁目８―９　五月荘Ｆ
破産者　荒　　直哉
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０５号
神奈川県横浜市中区山下町246―３―1003
破産者　佐藤　崇之
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４７号
千葉県君津市大和田４丁目５―22
破産者　長岡　　徹
１　決定年月日　平成23年４月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５号
山形県東田川郡三川町大字横川字上小荒15番地
破産者　奥田興運有限会社
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１１４２５号
東京都中央区京橋２―11―３　服部ビル303号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋３丁目15番６号
破産者　株式会社ヒューマンボンド
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９０号
東京都江東区東雲１丁目９―19―1104
破産者　佐藤　尚明
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２５２号
東京都江東区東砂３丁目29―５―404
破産者　佐藤　　学
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４９１号
東京都新宿区高田馬場４丁目11番14号藤和シティホームズ高田馬場204
破産者　株式会社ＡＲＲＯＷ
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０４９３号
埼玉県新座市東１丁目８番40―313号
破産者　株式会社アシタバ
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０１号
東京都多摩市中沢１丁目29番地の２
破産者　有限会社マルチ・フィールド
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５９号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田107―505
破産者　森田　正宏
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
静岡県藤枝市田中３丁目11番25号
破産者　有限会社チェロキー
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７０号
大阪市西区江戸堀１丁目25番31号
破産者　株式会社フューチャーシステム
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４３号
大阪府守口市南寺方東通２丁目15番11号
破産者　株式会社パルファン
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８２号
大阪市淀川区三津屋南３丁目16番10号
破産者　第一金属工業株式会社
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６７号
大阪市平野区瓜破東８丁目２番地26号
破産者　有限会社竹中エンジニア・リング
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９７号
大阪市淀川区十三東３丁目14番８号
破産者　アサワ電気建設有限会社
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部